利　用　者　の　た　め　に

1　調査の目的

畜産物流通統計調査は、畜産物の生産量、取引数量、価格等を把握し、畜産に関する生産・出荷の調整、流通の合理化、価格安定等各種施策の基礎資料を提供することを目的とする。

2　調査の機構

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて実施した。

3　調査の期間及び期日

平成15年1月から12月までの1年間について調査した。

なお、食鳥処理場調査のうちブロイラーの飼養戸数・羽数については、平成16年2月1日現在で調査した。

4　調査の範囲及び対象

(1)　食肉流通統計調査

ア　と畜場調査

と畜場法（昭和28年法律第114号）に基づき、都道府県知事の許可を受けて設置された全国すべてのと畜場（208と畜場）を対象として調査した。

イ　食肉卸売市場調査

全国すべての食肉の中央卸売市場（10市場）、指定市場（19市場）における卸売会社（29社）を対象として調査した。

(2)　鶏卵流通統計調査

全国の鶏卵集出荷機関のうち、年間の集出荷重量が10ｔ以上の集出荷機関を対象とし、そのうち、出荷量（県内集荷分）の累計が60％以上となるよう調査客体を選定（941機関）し、調査した。

(3)　食鳥流通統計調査

全国すべての食鳥処理場（676処理場）を対象として調査した。

5　調査事項

(1)　食肉流通統計調査

ア　と畜場調査

畜種別のと畜頭数、豚及び成牛以外の畜種別枝肉重量

イ　食肉卸売市場調査

併設と畜場のと畜頭数、枝肉上場頭数、規格別枝肉取引成立頭数、規格別枝肉取引総重量、規格別枝肉取引総価額及び規格別枝肉取引価格

(2)　鶏卵流通統計調査

集荷量及び仕向先別出荷量

(3) 食鳥流通統計調査

集荷先県・市町村別集荷戸数、集荷量（生体の羽数・重量）、集荷羽数規模別集荷戸数・羽数（肉用若鶏のみ）、仕向量（と体・中抜き及び解体品）、月別集荷量（肉用若鶏の大規模処理場のみ）及び２月１日現在の飼養戸数・羽数（肉用若鶏のみ）

6 調査の方法

(1) 食肉流通統計調査

ア と畜場調査

と畜場の協力者への面接又は電話による聞き取りにより調査した。

イ 食肉卸売市場調査

卸売市場の協力者への面接又は電話による聞き取りにより調査した。

(2) 鶏卵流通統計調査

集出荷機関の協力者への面接又は調査票の郵送により調査した。

(3) 食鳥流通統計調査

食鳥処理場の協力者への面接による聞き取りにより調査した。

7 用語の定義及び約束事項

(1) 食肉流通統計調査

食肉	豚、牛、馬、めん羊及びやぎの食用に供することができる骨格筋肉のことをいう。 なお、骨格筋肉の可食部のほか、心臓、横隔膜、その他内臓の可食部及びこれらに伴う脂肪部分を含む。
肉畜	食肉生産に供される豚、牛、馬、めん羊及びやぎのことをいう。
和牛	黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種の牛である。 なお、和牛の中には肉の生産を目的とした肥育牛のほか、繁殖又は役用に使用されていたが、老齢のため廃用されたもの及び繁殖障害などの理由で廃用されたものを含む。
乳牛	乳用種の牛、乳用種の牛と和牛又は外国牛（肉用専用種）との交雑種も含める。
乳用肥育おす牛	乳牛のうち、肉の生産を目的として肥育されたおす牛、去勢牛及び種おすで廃用されたものをいう。
乳用めす牛	搾乳の目的で飼養されていた乳牛のうち、老齢、繁殖障害などの理由で廃用されたもの及び未経産の乳用めす牛で肉用として肥育されたものをいう。
その他の牛	ヘレフォード、アバディーン・アンガス、マリィグレイ、シャロレーなど、外国種の肉専用種（外国牛）及びこれらの牛と和牛の交雑種をいう。

成　　　　　牛	生後１年以上の牛をいう。
子　　　　　牛	生後１年未満の牛をいう。 なお、乳子牛については、更に乳用種のおす子牛を短期間肥育（生後３ヵ月以上１年未満のもの）したものを肥育おす子牛として区分した。

ア　と畜場調査

と　畜　頭　数	食用に供する目的でと畜場へ出荷され、と畜された頭数をいう。 なお、と畜場内でと畜されても、病畜として廃棄処分されたものは除いた。
出　荷　頭　数	飼養していた出荷者がと畜場へ出荷した頭数をいう。
出　荷　産　地	と畜場でと畜された肉畜が１ヵ月以上飼養されていた都道府県のうち、出荷時に最も近い時期に飼養されていた都道府県とした。
枝肉生産量	都道府県別と畜頭数に、食肉卸売市場調査結果から算出した畜種別１頭当たり平均枝肉重量を乗じて推定した。 なお、豚肉は整形区分（皮はぎ･湯はぎ）が地方により異なるので、整形区分別と畜頭数を調査し、それぞれの枝肉重量を乗じて推定した。ただし、沖縄県の豚は沖縄県独自の枝肉重量により推定した。 また、平成15年より乳用牛の枝肉生産量は乳用種及び交雑種別に算出し、乳用牛の合計とした。
と　　畜　　場	と畜場法に基づき、食用に供する目的で肉畜をと畜し、また、解体するための施設をいう。 なお、食肉卸売市場（中央卸売市場、指定市場）に併設されたと畜場を「食肉卸売市場併設と畜場」とし、昭和35年以降国の助成により設置された食肉流通施設のうち、と畜設備を有すると畜場を「食肉センター」とした。
肉豚換算と畜頭数	成牛、馬は豚４頭、子牛、めん羊及びやぎは豚１頭として換算したと畜頭数をいう。

イ　食肉卸売市場調査

食肉中央卸売市場	卸売市場法（昭和46年法律第35号）の規定により開設されている仙台、さいたま、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島及び福岡の10市場である。
指　定　市　場	卸売市場法の規定により開設されている地方卸売市場のうち「畜産物の価格安定等に関する法律」（昭和36年法律第183号）に基づき指定されている市場で、茨城、宇都宮、群馬、川口、山梨、浜松、岐阜、愛知、東三河、四日市、南大阪、姫路、加古川、西宮、岡山、坂出、愛媛、佐世保及び熊本の19市場である。

用語	説明
併設と畜場取扱頭数	食肉卸売市場の併設と畜場でと畜された頭数をいう。 なお、「荷受会社分」とは、併設と畜場でと畜された頭数のうち、荷受会社が販売を受託した頭数をいう。
枝肉頭数	枝肉は通常、背割りし、２分割して上場されるがここでいう頭数とは１頭分をもって数えた。
搬入枝肉頭数	市場に上場するため、他のと畜場から搬入された枝肉頭数をいう。
取引成立頭数	上場された頭数のうち、卸売業者と売買参加者との間に取引が成立した頭数をいう。すなわち、食肉卸売市場で卸売りされた頭数のことである。
枝肉の１kg当たり平均卸売価格	荷受会社が、仲卸業者又は売買参加者に売渡した枝肉の総価額を総重量で除して算出した価格をいい、消費税を含んだものである。
豚枝肉の取引規格	規定の解体整形方法により処理した枝肉について、半丸重量・背脂肪の厚さ、外観（均称、肉付、脂肪付着、仕上げ）及び肉質（肉のきめ、締まり、肉の色沢、脂肪の色沢と質、脂肪の沈着）の３者を判定要素として極上、上、中、並及び等外の５等級に区分する規格をいう。 なお、この規格は、皮はぎ・湯はぎ、品種、年齢（子豚は除く。）及び性別にかかわらず適用している。
牛枝肉の取引規格	規定の解体整形方法（はく皮、頭部切断、内蔵割法など）により、胸最長筋、背半棘筋及び頭半棘筋の状態並びにばら、皮下脂肪及び筋間脂肪の厚さがわかるように第６～第７肋骨間において切開した枝肉について、歩留り及び肉質のそれぞれについて等級の格付けを行い、牛枝肉を１５等級に区分する規格をいう。 なお、この規格は、品種、年齢（子牛は除く。）にかかわらず、めす、去勢及びおすのいずれの枝肉にも適応している。

歩留等級	肉質等級				
	5	4	3	2	1
A	A-5	A-4	A-3	A-2	A-1
B	B-5	B-4	B-3	B-2	B-1
C	C-5	C-4	C-3	C-2	C-1

用語	説明
省令規格（価格）	畜産物の価格安定等に関する法律に基づき、農畜産業振興機構が食肉の買入れ、売渡しを行う指定食肉（豚肉、牛肉）について、農林水産省で定めた規格をいう。 なお、豚肉については、「上」規格以上のもの、牛肉については、去勢牛の「Ｂ－３」及び「Ｂ－２」規格を合わせたものをいい、その価格を省令価格という。

(2) 鶏卵流通統計調査

用語	説明
生産量	一般食用、加工用、種卵等として生産された鶏の卵の数量をいう。鶏卵流通統計調査では出荷量（推計）に、種卵及び自家消費を加えた値とした。 なお、自家消費は、農業経営統計調査の採卵鶏飼養農家の消費量等を基に推計した。

出荷量	一般食用及び加工用として販売した鶏卵の数量をいう。鶏卵流通統計調査では年間の集出荷重量が10ｔ以上の集出荷機関を対象とし、そのうち、出荷量（県内集荷分）の累計が60％以上となるよう調査客体を選定・実査し、県内分を推計した。 なお、生産者が自家消費した数量は出荷量には含めない。
入荷量	鶏卵荷受機関、鶏卵問屋等が鶏卵を荷引きした数量をいう。

(3) 食鳥流通統計調査

食鳥処理場	家きんを食用に供する目的でと鳥し、と体・中ぬき及び解体を行う事業所をいう。従って、中ぬき及び解体の処理のみを行っているところは含めない。
食鳥	食用に供する目的で飼養している家きんをいう。
ブロイラー	ふ化後３か月未満の鶏で食用に供するものであって、一般に「ひな鳥」及び「肉用若鶏」と呼称されているものをいう。
その他の肉用鶏	一般的に「地鶏」、「銘柄鶏」といわれているもので、ふ化後３か月以上のものをいう。（シャモ、比内鶏、名古屋コーチン等をいい、地方名を冠しているものが多い。）
廃鶏	採卵を目的に飼養している鶏及び種鶏として飼養している鶏で、廃用されたものをいう。
その他の食鳥	鶏以外の家きんであって、食用に供するものをいう。（あひる、かも、あいがも、うずら等）
と体	食鳥（生体）をと鳥して、放血、脱羽した状態のものをいう。
中ぬき	「と体」から、腎臓を除いた内臓の全部、排泄口、気管及び食道を除去したものをいう。
解体品	「中ぬき」をさらに解体して、骨つき肉、正肉及び副品目に区分したものをいう。
出荷量（生体）	飼養者が食鳥処理場に出荷した出荷量をいう。
処理量（生体）	食鳥処理場が処理した処理量（生体）をいう。 なお、食鳥処理場がと体取引を行っている場合は、と体重量に平均換算係数１.１（生体重量／と体重量）を乗じて算出した。
製品生産量	と体･中ぬき及び解体品として製造された製品の生産量をいう。
出荷戸数・羽数	１月から12月までの１年間に、食鳥処理場へ出荷した出荷戸数及び出荷羽数である。
飼養戸数・羽数	２月１日現在のブロイラーの飼養戸数及び飼養羽数を調査したもので、調査時点において、一時的に鶏舎の消毒のためオールアウト（全量一斉出荷）していた等によりブロイラーを全く飼養していない飼養者は除外した。

8　統計表の地域区分

(1) 表中に用いた全国農業地域区分は、次のとおりである。

全国農業地域名	所属都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄
関東農政局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東海農政局	岐阜、愛知、三重
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知

注：　東北農政局、北陸農政局、近畿農政局及び九州農政局の各地方農政局管内の所属都道府県は、全国農業地域の所属都道府県と同じである。

(2) 北海道の区分及びその区域は、次のとおりである。

表章区分	区域
札幌	札幌市、旭川市、夕張市、岩見沢市、留萌市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、士別市、名寄市、三笠市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、恵庭市、北広島市、石狩市、石狩支庁管内、空知支庁管内、上川支庁管内、留萌支庁管内
函館	函館市、小樽市、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、渡島支庁管内、桧山支庁管内、後志支庁管内、胆振支庁管内
帯広	帯広市、釧路市、日高支庁管内、十勝支庁管内、釧路支庁管内
北見	北見市、網走市、稚内市、紋別市、根室市、宗谷支庁管内、網走支庁管内、根室支庁管内

9　単位及び記号の表示

(1) 単位

表示単位未満の端数は四捨五入した。したがって、計と内訳は必ずしも一致しない。

(2) 統計表に用いた記号の用法は、次のとおりである。

「－」…………　事実のないもの
「…」…………　事実不詳又は調査を欠くもの
「0」…………　単位に満たないもの
「x」…………　秘密保護上統計数値を公表しないもの

10　連　絡　先

農林水産省 大臣官房 統計部 生産流通消費統計課 消費統計室 流通動向第１班
電話：代表　０３（３５０２）８１１１　内線　２８７５
直通　０３（３５０１）２７４７